

徳島県告示第百十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県南部総合県民局阿南庁舎において、令和五年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和五年三月三十日

徳島県知事

飯 泉 嘉 門

道路の種類 県道

141	整理 番号	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の期日
阿南	大林那賀川	阿南市住吉町西畷三五番三地 先から	同 那賀川町中島一七二四 番三地先まで	五五二・七	令和五年三月三十日